

St. Luke's International University Repository

地域におけるサポートシステムの形成

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小宮山, 恵美, Komiyama, Emi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/00015018

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



地域におけるサポートシステムの形成

The Formation of Support System in Community

小宮山 恵 美¹⁾

I. 今、地域高齢者のトレンドは認知症予防である

2004年12月以降、「痴呆症」を「認知症」へ呼称変更した。なぜならば、この症状は高齢者となった場合に誰にでも起こりうる可能性があるからだ。

そして、「認知症」とはどんな疾患が背景にあり、生活するうえでの支障をきたすかを多くの人々に理解していただく必要性があるからだ。

この時期を境に、メディアに認知症について多く取り上げられ、若年認知症の方が実際に自分の病状を語られる機会ができ、認知症が進む自分の精神活動の低下を一番早く気がつき悩んでいる状況が多くの方に理解された。

高齢者の不安のなかには、寝たきりにならないこと、家族に迷惑かけないこと、そして、認知症にならないようにするにはどうしたらよいかと相談に加わるようになった。

また、区民の関心の高さとして、平成17年度「認知症ってなあに？」をテーマに講演会を開催して、800名近い方が訪れた。北区の高齢者の健康問題のひとつに「認知症」がトレンドとなっていることを把握できた。

II. トレンドの背景

東京都北区は、人口330,183人、65歳以上高齢者74,171人と、23区のなかでも高齢化率が23.5%（平成19年4月1日現在）と高い。区民の4人に1人が概ね65歳以上である。また、全世帯162,842世帯のうち65歳以上単身世帯は、23,332世帯を占めている。特に75歳以上の後期高齢者が、65歳以上高齢者の45.1%を占めている。そのほか、東京都北区はどんなところであるかと紹介させていただくが、23区の北に位置し、名所は、飛鳥山・旧古河庭園などがある。飛鳥山は桜の名所でもある。京浜東北線によって高台と低地に分断され、山の手の雰囲気と川の手（下町）の二面性をもっている。

この学会のメインテーマである「少子高齢社会を生きる力、支える力」にもあるが、少子化対策、子育て支援

では、子供医療費助成制度（乳幼児～小・中学生までの医療費無料化）を早くから取り入れている。

高齢者を支える仕組みとして、平成18年度から介護保険法の改正により、地域包括支援センターを設置することが義務付けられた。直営型3つに加え、この平成19年10月からは、委託型4つが地域包括支援センターとして動き始めた。さらに平成20年4月には、5つが加わり、12ヶ所の地域包括支援センターとして北区を網羅する予定である。

実際どのような業務を行っているかという点、

- ①介護予防マネジメント業務（新予防給付を含む）
- ②包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ③総合相談・権利擁護事業（高齢者虐待、成年後見制度等）

の3本柱を、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士で連携しながら担っている。今までのように、保健福祉介護の領域が縦割りではなく、最初から総合相談ができる仕組みとなった。

現在は、新予防給付（要支援者への自立に向けたケアマネジメント）が中心となっているが、今後は、地域高齢者の虚弱な状態から要介護まで継続的にその高齢者の住み慣れた場所や習慣がケアプランに盛り込まれ、実施されることを期待している。

III. 地域での活動

地域包括支援センターが導入された平成17年度に認知症高齢者支援プロジェクトを発足し、検討報告書をまとめた。それに基づき、「認知症になっても安心して住み続けられるまちづくり」を目標として、3つの安心を柱として仕組みづくりを行ってきた。

- ①本人・家族の安心
- ②認知症高齢者を支える事業者の安心
- ③認知症高齢者を支える地域の安心

予防から要介護状態までの継続的・包括的サービス事業の整理を実施した。

1) 東京都北区健康福祉部高齢福祉課保健師

IV. 新しい切り口での地域づくり

「認知症」をキーワードに地域におけるサポートシステムを形成した(表1)。

- ①本人・家族の安心では、早期発見の場として、北区医師会認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了された医師会員の協力を得て、「もの忘れ相談」を3地域で開催している。高齢者に気軽に相談できる場として、今年度初めて展開した。

また、医療機関への受診が困難な高齢者に関して、精神科医師による訪問相談を適宜行っている。高齢者の見守りには、「北区おたがいさまネットワーク事業」がある。

介護者に対しては、身近な場所での認知症介護者懇談会を開催している。介護負担感の共感や地域の情報交換を目的として、臨床心理士をグループワーカーに心理的助言や地域包括支援センター職員による具体的な介護相談を受けられるように整備している。

- ②認知症高齢者を支える事業者の安心では、「認知症の人のためのアセスメントセンター方式」のなかから、北区版のコアシートの選択を行い、普及のための研修会を実施している。認知症に関わる事業者のスキルアップを目標とし、ケアの質の底上げにつながる仕組みづくりを行っている。

- ③認知症高齢者を支える地域の安心では、平成18年度より認知症サポーター養成講座を地域で実施している。この講座は、全国キャラバン・メイト連絡協議会が主催しており、オレンジリングをサポーターとしての証として渡すことになっている。5年間で100万人養成することを目標としている。北区では、現在1,300人が受講しており、東京都で第1位を誇っている。受講生もさまざまである。年齢は20歳代～80歳代で、認知症については、全く知らない方から、実際に介護をしている方まで集まる。

この受講者のなかで、もっと認知症について知り

たい、認知症の方と介護者のために地域の者として何かしてみたい、という声があり、認知症サポーター交流会を2ヶ月に1回開催している。思いのあるサポーター、社会資源としての地域包括支援センターとの出会いの場として設定したが、大きくは、2つの活動目標が整理されてきた。1つめとして、認知症について広く知ってほしい啓発活動と2つめとして認知症の方と介護者へ実際に支援したい活動であった。

今年度に関しては、この11月19日に「認知症を知り・支援するキャンペーン」を、認知症サポーターのPRや認知症について講演会を行い、ボランティアスタッフとして、活動をしていただいた。

これ以外に、緊急対応として緊急時の病院ベッドの確保や緊急ショートステイ支援事業等も行っている。

V. 今後の展開について

高齢者のケアが、介護保険法の改正により大きく変わってきたことには違いない。そのなかで注目すべきは、チームケアの強化が掲げられていることである。継続的・包括的ケアは、正に保健師が地域のなかで年月をかけて個の健康課題を支援してきたことがシステム化されたものである。そのなかに、各分野の専門職が加わり、より課題支援を的確に行えるものとなった。

また、行政の保健師としては、時代のニーズにあった施策化につながるものかどうかを日々検証しなければならない。

「認知症」というキーワードをとおして、地域におけるサポートシステムの形成を整理してきたが、個と取り巻く支援者と地域の3つが協働して、地域全体のチームケアにつながる広がりが必要ならば、役に立つシステムになるかわからない。

多くの職場で働く看護職が増えてきた。チームケアの鍵も看護職が一役買うことを期待したい。

表1 認知症高齢者への総合支援プロジェクトの全体イメージ図

- 認知症になっても安心して住み続けられるまちづくり -

※印は、今後検討・整備する

	認知症予防 (元気高齢者)	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
本人支援	健康づくり (ヘルシータウン21) 生涯学習・社会参加	高齢福祉サービス ・徘徊高齢者家族支援サービス ・要介護高齢者等寝具乾燥サービス ・要介護高齢者等訪問理美容サービス等	地域権利擁護事業	権利擁護 (成年後見制度)
			施設サービス・病院	
	介護予防事業 「脳の健康教室」等	介護老人ホーム 介護給付 (地域支援事業・新予防給付)	介護給付 (在宅サービス)	
本人・家族	おたがいさまネットワーク (発見・見守り)			
		東京都北区医師会もの忘れ相談 医によるもの忘れ相談		精神科医師, 臨床心理士による訪問相談事業
家族支援	啓発	認知症介護者懇談会 (地域包括支援センター, 在宅介護支援センター共催)		
		※認知症サポーターの活動		
事業者支援				
	「北区認知症 地域包括ケア共通シート (導入編)」啓発 (研修会, 事例検討会等)			
地域支援	認知症への理解			
	認知症予防啓発プログラムの展開			
	キャラバンメイトの養成			
	認知症サポーターの養成			
緊急時対応			緊急時, 病院ベッドによる一時保護	
	特養ベッドの活用による緊急ショートステイ事業・高齢者緊急生活支援事業, やむを得ない事由による措置			